



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第13号)

目次

ページ

規 則

- 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課) 2
- 群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(県民活動支援・広聴課) 6
- 群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(同) 6
- 群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(同) 6
- 群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(同) 7
- 群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉・青少年課) 7
- 群馬県健康増進法施行細則の一部を改正する規則(健康長寿社会づくり推進課) 8
- 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 8
- 群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境課) 9
- 群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(畜産課) 17
- 群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(建築課) 25
- 群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(同) 25

訓 令

- 群馬県職員倫理規程(総務課) 25

規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十四号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「正副二通」を削る。  
第四条中「副本」を「写し」に改める。  
第五条第一項中「正副二通に前条の規定により交付された申請書の副本を添えて、「を」に改め、同条第二項中「副本」を「写し」に改める。  
第七条第二項第二号中「小ホール及び展示室」を削り、「施設」を「施設等」に改める。  
別表舞台設備の項中

指揮台	小ホール			
	所作台	音響反射板	スクリーン	ステージマット
一台	一式	一式	一式	一式
四五〇円	四、八六〇円	二、〇〇〇円	八二〇円	一、七七〇円
指揮者用譜面台付き				
に改				

  

指揮台	一台	四五〇円	指揮者用譜面台付き
に改			

  

め、同表照明設備の項中			
サスペンションライト	ワーキroat	一台	二七〇円
ワーキroat	ワーキroat	一台	二七〇円
ワーキroat	ワーキroat	一台	二七〇円
を			

スポットライト	小ホール							スポットライト	四階	一台	二七〇円
ワーキroat	ボーダーライト	フットライト	シーリングスポットライト	クセノンピンスポットライト	サスペンションライト	フロントサイドスポットライト	アップパーホリゾンタルライト	ワーキroat	ワーキroat	一式	一、六六〇円
一台	一列	一列	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一式	二七〇円	三三三〇円
二七〇円	一、一八〇円	四五〇円	二七〇円	三、五五〇円	二七〇円	一三〇円	二七〇円	二七〇円			
に、											

  

スポットライト	小ホール							スポットライト	四階	一台	二七〇円
ワーキroat	ボーダーライト	フットライト	シーリングスポットライト	クセノンピンスポットライト	サスペンションライト	フロントサイドスポットライト	アップパーホリゾンタルライト	ワーキroat	ワーキroat	一式	一、六六〇円
一台	一列	一列	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一式	二七〇円	三三三〇円
二七〇円	一、一八〇円	四五〇円	二七〇円	三、五五〇円	二七〇円	一三〇円	二七〇円	二七〇円			
を											

  

スポットライト	小ホール							スポットライト	四階	一台	二七〇円
ワーキroat	ボーダーライト	フットライト	シーリングスポットライト	クセノンピンスポットライト	サスペンションライト	フロントサイドスポットライト	アップパーホリゾンタルライト	ワーキroat	ワーキroat	一式	一、六六〇円
一台	一列	一列	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一式	二七〇円	三三三〇円
二七〇円	一、一八〇円	四五〇円	二七〇円	三、五五〇円	二七〇円	一三〇円	二七〇円	二七〇円			
に改											

「め、同表音響設備の項中

大ホール	拡声装置	一式	五、九三〇円	陰マイク一本付
	つりマイク昇降装置	一基	八二〇円	
小ホール	拡声装置	一式	三、五五〇円	陰マイク一本付
	つりマイク昇降装置	一基	四五〇円	
テープレコーダー	録音	一台	一、七七〇円	コンソール型
	再生	一台	一、四六〇円	コンソール型

大ホール	拡声装置	一式	五、九三〇円	陰マイク一本付
	つりマイク昇降装置	一基	八二〇円	

デジタルオーディオテーブデッキ(DATデッキ)	録音	一台	一、二五〇円	
	再生	一台	八三〇円	
レコードプレイヤー		一台	八三〇円	
コンパクトディスクプレイヤー(CDプレイヤー)		一台	八三〇円	

コンパクトディスクプレイヤー(CDプレイヤー)		一台	八三〇円	
-------------------------	--	----	------	--

「改め、同表映写設備の項中

大ホール	一六ミリ映写機	一台	三、三三〇円	スクリーン付き
小ホール	一六ミリ映写機	一台	二、〇〇〇円	スクリーン付き

を

に、

を

に改

を

「め、同表会議室・展示室用の項中「会議室・展示室用」を「多目的室用」に改め、同表その他の項を削り、同表注一ただし書を削る。別記様式第四号(その1)中

ビデオプロジェクター	一台	二、二〇〇円						
ビデオプロジェクター	一台	二、二〇〇円						

に改

小ホール	平日	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円
			千円以下の場合	円	円	円	円	円
小ホール	土曜、日、曜日及び休日	入場料を徴収する場合	円	円	円	円	円	円
		千円以下の場合	円	円	円	円	円	
		千円を超え3千円以下の場合	円	円	円	円	円	
		3千円を超え5千円以下の場合	円	円	円	円	円	

を

「改め、同表第(の(の))中「第1展示室」や「第1多目的室」に、「第2展示室」を「第2多目的室」に改め、

401会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
--------	----------------	---

402会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
403会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
501会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
502会議室、503会議室又は504会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
505会議室又は506会議室	午前、午後又は夜間1回につき	円
和室	午前、午後又は夜間1回につき	円
第1リハーサル室	午前、午後又は夜間1回につき	円
第1リハーサル室	午前、午後又は夜間1回につき	円
第7楽屋	午前、午後又は夜間1回につき	円

「を」

小ホール	所作台	1式	円
	音響反射板	1式	円
	スクリーン	1式	円
	ステージーマット	1式	円

指揮台  
1式 円 指揮者用譜面台付き

指揮台	1式	円	指揮者用譜面台付き
-----	----	---	-----------

「を」

サスペンションライト	1キロワット	1台	円
	500ワット	1台	円
フロントサイドスポットライト	3階	1台	円
	4階	1台	円
サスペンションライト	1キロワット	1台	円
フロントサイドスポットライト	3階	1台	円
	4階	1台	円

「を」

小ホール	反響板固定ライト	1式	円
	ボーダーライト	1列	円
	フットライト	1列	円
	シーリングスポットライト	1台	円
	クセノンピンスポットライト	1台	円
	サスペンションライト	1キロワット	円
		500ワット	円

フロントサインボックス ライト	1台	円	
アッパーホリゾントライト	1式	円	
ローアホリゾントライト	1台	円	

「を」

反響板固定ライト	1式	円	
----------	----	---	--

「を」

大ホール	拡声装置	1式	円	陰ライク一本付き
	つりライク昇降装置	1基	円	
小ホール	拡声装置	1式	円	陰ライク一本付き
	つりライク昇降装置	1基	円	
テープレコーダー	録音	1台	円	コンソール型
	再生	1台	円	コンソール型

「を」

大ホール	拡声装置	1式	円	陰ライク一本付き
	つりライク昇降装置	1基	円	

「を」

デジタルオーディオテープレコーダー デジタル(DATデッキ)	録音	1台	円	
	再生	1台	円	
レコーダプレーヤー		1台	円	

「を」

大ホール	16ミリ映写機	1台	円	スクリーン付き
小ホール	16ミリ映写機	1台	円	スクリーン付き
ビデオプロジェクター		1台	円	

「を」

ビデオプロジェクター	1台	円	
------------	----	---	--

「を」

会議室 展示室	多目的 用室
------------	-----------

「を」

その他	浴室	1回	円	
	シャワー室	1回	円	
	売店ケース	1台	円	月額。電気料は実費負担とする。

に改める。

別記様式第五号中「印」を「印」に改める。

「団体」代表者住所「印」を「印」に改める。  
「団体」代表者住所「印」を「印」に改める。  
「団体」代表者住所「印」を「印」に改める。

附 則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成五年群馬県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中、「略歴等」を「及び略歴等」に改め、「印鑑登録証明書及び身分証明書」を削り、同項第六号及び第七号中「履歴書及び印鑑登録証明書」を「及び履歴書」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年群馬県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第二十一号（表）中

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	を
-------------------------------	---

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	提出しない場合	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度（年度）	に改
	最後に職員給与規程を提出した事業年度（年度）	

「、資産の譲渡等に関する事項」を削り、「書類」を「書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。」とし、

① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項	を

① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	に「③」
--------------------------------	------

を「②」及び「④」及び「③」及び「⑤」  
給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  
④ 役員等に対する報酬又は給与の状況  
役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く。）  
給与を得た職員の総数及び総額

「で、主たる」や「の場合、主たる」に「群馬県以外」や「群馬県」を「群馬県（本）中「提出してください」の次に「。（（1）前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は、「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」及び「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、「チェック欄」にチェックしてください」を加える。  
附 則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十七号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則（平成十二年群馬県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下「フロッピーディスク」という。）又は」を削る。

第九条の表一の項中「録音テープ又は」及び「録音カセットテープ（日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）又は」を削り、同表二の項中「ビデオテープ又は」及び「ビデオカセットテープ（日本産業規格C五

五八一に適合する記録時間百二十分のものに限り。以下同じ。)又は」を削り、同表三の項中「フロッピーディスク又は」を削る。

第十一條第一項の表一の項及び二の項中「限り、五の項に該当する場合を除く」に改め、同表中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「交付」の下に「(五の項に該当する場合を除く。)」を加え、同項を同表三の項とし、同表七の項中「交付」の下に「(五の項に該当する場合を除く。)」を加え、同項を同表四の項とし、同表八の項中「複写する」を「複写について特別な対応を必要とする」に、「交付」を「聴取、視聴、閲覧又は交付」に改め、「として実施機関が定める額」を削り、同項を同表五の項とする。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
2 改正後の群馬県情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護条例施行規則(平成十二年群馬県規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第三号中「フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X六二二二に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下「フロッピーディスク」という。)又は」を削る。

第十條の表一の項中「録音テープ又は」及び「録音カセットテープ(日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限り。以下同じ。)」又は」を削り、同表二の項中「ビデオテープ又は」及び「ビデオカセットテープ(日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。)」又は」を削り、同表三の項中「フロッピーディスク又は」を削る。

第十三條第一項の表一の項及び二の項中「限り、五の項に該当する場合を除く」に改め、同表中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「交付」の下に「(五の項に該当する場合を除く。)」を加え、同項を同表三の項とし、同表七の項中「交付」の下に「(五の項に該当する場合を除く。)」を加え、同項を同表四の項とし、同表八の項中「複写する」を「複写について特別な対応を必要とする」に、「交付」を「聴取、視聴、閲覧又は交付」に改め、「として実施機関が定める額」を削り、同項を同表五の項とする。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
2 改正後の群馬県個人情報保護条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十九号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三六條に次の一項を加える。
3 前項の身分を証明する証票の様式は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第七十五号)別記様式の例によることができる。

別記様式第五十二号の二表中

Table with 3 columns: 性別, 年齢, 職業. Row 1: 男子 ( 歳・歳), 子ども ( 歳), 男子 ( 歳).

「男子 ( 歳・歳) 子ども ( 歳) 男子 ( 歳)」

Table with 3 columns: 性別, 年齢, 職業. Row 1: 男子 ( 歳・歳), 子ども ( 歳), 男子 ( 歳).

「男子 ( 歳・歳) 子ども ( 歳) 男子 ( 歳)」

Table with 2 columns: 性別, 年齢. Row 1: 男子 ( 歳・歳).

「男子 ( 歳・歳) 子ども ( 歳) 男子 ( 歳)」

別記様式第六十三号中

Table with 2 columns: 性別, 生年月日. Row 1: 男子・女子, 生年月日.

を

中書印

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙は、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十号

群馬県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

群馬県健康増進法施行細則(平成十五年群馬県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「印」を削り、

学校・病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・児童福祉施設・  
 社会福祉施設・矯正施設・寄宿舍・事業所・一般給食センター・  
 その他( )

を

学校・病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・  
 児童福祉施設・社会福祉施設・矯正施設・寄宿舍・事業所・  
 一般給食センター・その他( )

に

改める。  
別記様式第三号中「印」を削り、

学校 病院 介護老人保健施設 老人福祉施設  
 児童福祉施設 社会福祉施設 矯正施設 寄宿舍  
 事業所 一般給食センター その他( )

を

学校 病院 介護老人保健施設 介護医療院 矯正施設  
 老人福祉施設 児童福祉施設 社会福祉施設 寄宿舍  
 寄宿舍 事業所 一般給食センター その他( )

に

改める。

別記様式第四号及び別記様式第七号中「印」を削る。  
別記様式第八号中「印」を削り、

病院 介護老人保健施設

を

病院 介護老人保健施設 介護医療院

に改める。

別記様式第九号中「印」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十一号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一六価クロムの項中「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇二ミリグラム」に改め、「(日本産業規格K〇一〇二)の下に「六十五・二・二及び」を加える。

別表第三六価クロムの項中「(日本産業規格K〇一〇二)の下に「六十五・二・二及び」を加える。

別記様式第十一号中

六価クロム	mg/l	0.05
-------	------	------

を

六価クロム	mg/l	0.02
-------	------	------

に改める。



附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行つた群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。)第八条第一項に規定する特定事業区域(以下「特定事業区域」という。)又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた特定事業区域に係る条例第十七条第一項に規定する土壌検査については、改正後の別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第十一号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十二号

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十七年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則

第一条中「群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例」を「群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例」に改める。

第三条の見出し中「使用承認申請」を「利用承認申請」に改め、同条中「射場に係るものにあつては」を削り、「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認申請書」を「群馬県安中総合射撃場利用承認申請書」に改め、「別表に掲げる施設に係るものにあつては群馬県クレー射撃場使用承認申請書(別記様式第二号)」を「別表に掲げる施設に係るものにあつては」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

(利用の承認)

第四条 指定管理者は、前条の承認をしたときは、群馬県安中総合射撃場利用承認書(別記様式第二号)(以下「承認書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の変更又は取消)

第五条 利用者は、前条の承認を得た事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、群馬県安中総合射撃場利用

変更承認申請書(別記様式第三号)に前条の規定により交付された承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金)

第六条 指定管理者は、条例第十二条の二第二項の規定により利用料金の額を定める場合において、同項の規定により知事の承認を得ようとするときは、群馬県安中総合射撃場利用料金承認申請書(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、群馬県安中総合射撃場利用料金承認書(別記様式第五号)を指定管理者に交付するものとする。

第七条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「群馬県クレー射撃場使用料返還申請書(別記様式第七号)」に第五条のそのれぞれの「を」を「群馬県安中総合射撃場利用料金返還申請書(別記様式第六号)」に第四條の規定により交付された」に、「知事」を「指定管理者」に改める。

第八条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第八条 条例第十四条の二の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。

一 捕獲の担い手の確保及び育成並びに狩猟の事故及び違反防止を目的として県又は市町村が実施する事業に参加するとき。

二 一般社団法人群馬県猟友会、同会支部若しくはこれに類する団体又は県内に住所を有する認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。)が、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十条の二第二項に規定する猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上のための研修をしようとするとき。

三 県内の捕獲隊(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)第四条第一項の規定により市町村が定めた鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画において定められた捕獲隊をいう。)又は鳥獣被害対策実施隊(同法第九条第一項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。)に属する者が、射撃技術向上又は狩猟事故及び違反の防止を図るための研修をしようとするとき(当該研修への参加者が、その参加について市町村の推薦を受けているときに限る。)

四 その他知事が特に必要と認めるとき。

2 条例第十四条の二の規定による利用料金の減額又は免除は、条例別表第一に規定する利用料金について行うものとする。

3 第一項各号に掲げる場合における利用料金の減額又は免除の額は、知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、群馬県安中総合射撃場利用料金減免基準承認申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をしたときは、群馬県安中総合射撃場利用料金減免基準承認

書(別記様式第八号)を指定管理者に交付するものとする。  
 5 条例第十四条の二の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、群馬県安中総合射撃場利用料金減免申請書(別記様式第九号)正副二通を指定管理者に提出し、その承認を得なければならない。

6 指定管理者は、前項の承認をしたときは、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを利用料金の減額又は免除を受けようとする者に交付するものとする。  
 別表を記す。

別記様式第二号中「あて」や「宛て」は、「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認申請書」や「群馬県安中総合射撃場利用承認申請書」は、「生年月日・性別」\_\_\_\_「使用年月日」や「利用年月日」は、「射場の使用」や「射撃場の利用」は、「使用年月日」や「利用年月日」は、

使用銃器許可番号	第 号
使用人員	人
使用料	円
※承認条件	
※	年 月 日
上記のとおり承認し使用料を収納してよろしいか。	

利 用 時 間	時 分 ~ 時 分
使用銃器許可番号	第 号
利 用 人 員	人
利 用 施 設 (該当するものを○)	ライフル射撃場 (空気銃 (ブリチャージ式 それ以外) 大口徑ライフル 小口徑ライフル (散弾銃 (スラッグ弾)))
利 用 料 金	円
※利用条件	

に改め、同様式第一号「別記様式第3号」や「別記様式第2号」に改め、同様式別紙

中「群馬県クレー射撃場射撃場使用者名簿」や「群馬県安中総合射撃場利用者名簿」に改め、

別記様式第二号を記す。

別記様式第三号中「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認書(使用料領収書)」や「群馬県安中総合射撃場利用承認書(利用料金領収書)」は、「生年月日・性別」\_\_\_\_「使用年月日」や「利用年月日」は、「射場の使用」や「射撃場の利用」は、「使用年月日」や「利用年月日」は、

指定管理者 印」

「次のとおり射撃場の利用を承認する。」

使用銃器許可番号	第 号
使用人員	人
使用料	円

利 用 時 間	時 分 ~ 時 分
使用銃器許可番号	第 号
利 用 人 員	人
利 用 施 設 (該当するものを○)	ライフル射撃場 (空気銃 (ブリチャージ式 それ以外) 大口徑ライフル 小口徑ライフル (散弾銃 (スラッグ弾)))
利 用 料 金	円

は、「承認条件」や「利用条件」は、「使用料として」や「利用料金として」に改め、同様式を別記様式第二号に改め、

別記様式第二号を記す。

別記様式第三号中「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認書(使用料領収書)」や「群馬県安中総合射撃場利用承認書(利用料金領収書)」に改め、同様式を別記様式第三号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認書(使用料領収書)」や「群馬県安中総合射撃場利用承認書(利用料金領収書)」に改め、同様式を別記様式第三号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第4号(規格A4)(第6条関係)

群馬県安中総合射撃場利用料金承認申請書

群馬県知事 宛て

年 月 日

指定管理者

所在地

名称

代表者

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例第12条の2第2項の規定により、下記のとおり利用料金を決定(変更)したいので、申請します。

記

区	分	単	位	金	額
ライフル射撃場	空気銃(プリチャージ式空気銃を除く。)を使用する場合	1人2時間まで		円	
		超過時間1時間までごとに		円	
	プリチャージ式空気銃を使用する場合	1人2時間まで		円	
		超過時間1時間までごとに		円	
	ライフル銃を使用する場合	1人2時間まで		円	
		超過時間1時間までごとに		円	
散弾銃を使用する場合	1人2時間まで		円		
	超過時間1時間までごとに		円		

上記利用料金の適用日

年 月 日利用承認分から適用する。

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

第 一 号  
年 月 日

指定管理者様

群馬県知事 印

群馬県安中総合射撃場利用料金承認書

指定管理者より 年 月 日付けにて申請のあった利用料金について、申請のとおり承認します。

別記様式第六号を削る。  
別記様式第七号中「群馬県クレー射撃場使用料返還申請書」や「群馬県安中総合射撃場使用料返還申請書」及び「群馬県知事 〆て」や「指定管理者」や「生年月日」及び「改め」「印」を並べ、「生年月日・性別」を「群馬県クレー射撃場使用料の」や「群馬県安中総合射撃場使用料金の」及び「群馬県クレー射撃場射撃場使用承認書(使用料領収書)」や「群馬県安中総合射撃場使用承認書(利)使用料領収書」に改め、「又は群馬県クレー射撃場使用承認書」を削り、同様式を別記様式第六号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第7号(規格A4)(第8条関係)

群馬県安中総合射撃場利用料金減免基準承認申請書

群馬県知事 宛て

年 月 日

指定管理者

所在地

名称

代表者

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例第14条の2の規定により、下記のとおり減免基準を決定(変更)したいので、申請します。

記

<p style="text-align: center;">項 目</p> <p>(群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項各号)</p>	<p style="text-align: center;">減免額等</p>
<p>1 捕獲の担い手の確保及び育成並びに狩猟の事故及び違反防止を目的として県又は市町村が実施する事業に参加するとき。</p>	
<p>2 一般社団法人群馬県猟友会、同会支部若しくはこれに類する団体又は県内に住所を有する認定鳥獣捕獲等事業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の2第2項に規定する猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上のための研修をしようとするとき。</p>	
<p>3 県内の捕獲隊又は鳥獣被害対策実施隊に属する者が、射撃技術向上又は狩猟事故及び違反の防止を図るための研修をしようとするとき(当該研修の参加者が、その参加について市町村の推薦を受けているときに限る。)</p>	
<p>4 その他知事が特に必要と認めたとき。</p>	

上記減免基準の適用日

年 月

日利用承認分から適用する。

別記様式第七号の次に次の様式を加える。

「  
 別記様式第九号中「群馬県クレー射撃場使用料減免申請書」や「群馬県安中総合射撃場利用料金減免申請書」及び「群馬県知事 〆〆〆 指定管理者 宛て」の「生年月日・性別 〆〆〆 〆〆〆」や「生年月日」及び「使用料を」や「利用料金を」及び「使用年月日」及び「利用年月日」

研修会等の名称	
使用目的及び内容	
申請理由	

を  
 「

利用時間	時 分 ~ 時 分
事業名称	
実施内容	
申請理由	該当する番号に○を付けてください。 1 捕獲の担い手の確保及び育成並びに狩猟の事故及び違反防止を目的として県又は市町村が実施する事業に参加するため。 2 一般社団法人群馬県猟友会、同会支部若しくはこれに類する団体又は県内に住所を有する認定鳥獣捕獲等事業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の2第2項に規定する猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上のための研修をしようとするため。 3 県内の捕獲隊又は鳥獣被害対策実施隊に属する者が、射撃技術向上又は狩猟事故及び違反の防止を図るための研修をしようとするため（当該研修の参加者が、その参加について市町村の推薦を受けているときに限る。）。 4 その他（減免申請理由を具体的に御記入ください。） [ ]

に 「減免使用料」や「減免利用料金」の欄に「回数を別記様式第九号とする。」

別記様式第8号(規格A4)(第8条関係)

第 一 号  
年 月 日

指定管理者様

群馬県知事 印

群馬県安中総合射撃場利用料金減免基準承認書

指定管理者より 年 月 日付けにて申請のあった利用料金減免基準について、申請のとおり承認します。



附則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日  
群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十三号

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号。以下「法」という。)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(畜舎建築利用計画の認定に係る審査の事務)

第三条 法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定に係る審査の事務のうち、法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に係る部分の審査は、省令第六十七条の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)が行う。

2 法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定(特例畜舎等の畜舎建築利用計画に係るこれらの認定を除く。)を受けようとする者は、認定を受けようとする畜舎建築利用計画(法第三条第三項第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)について、あらかじめ、指定確認検査機関の審査を受けるものとする。

3 指定確認検査機関は、前項の審査の結果、当該審査に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合すると認めるときは、当該審査を受けた者に対し、その旨を示す書面(以下「適合証」という。)を交付するものとする。

(知事が必要と認める図書)  
第四条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等については、指定確認検査機関が交付する適合証
  - 二 特例畜舎等であつて省令第四十八条第二項の規定が適用されるものについては、第七条第二項の認定通知書の写し
  - 三 その他知事が必要と認めるもの
- (知事が不要と認める図書)  
第五条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、適合証を添

えて申請書を提出する場合にあつては、省令別表第二(は)の項及び別表第三から別表第八までに掲げる図書とする。

(申請書の提出部数)

第六条 省令第六十四条第一項又は第七十二条第一項の規定により知事に提出する申請書の正本及び副本の部数は、正本一部、副本一部(特例畜舎等以外の畜舎等に係る申請書にあつては、正本一部、副本二部)とし、それぞれにこれらの規定により添付することとされている図書(前条に規定する知事が不要と認める図書を除く。)を添えるものとする。

(接道の認定)

第七条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者(以下この条において「接道認定申請者」という。)は、認定申請書(別記様式第一号)の正本一部及び副本一部に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 配置図
- 三 各階平面図
- 四 二面以上の立面図
- 五 断面図
- 六 その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の認定をしたときは、認定通知書(別記様式第二号)に同項の申請書の副本(同項の規定により添付された図書を含む。)を添えて、接道認定申請者に交付するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしないときは、接道認定申請者に対し、不認定通知書(別記様式第三号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定を申請した者は、これらの申請を取り下げるときは、取下げ届出書(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(公表)

第九条 省令第七十一条第三項又は第七十二条第五項の規定による公表は、県のホームページに掲載する方法により行うものとする。

第十条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、令和四年六月三十日から起算して五年を経過するごとの日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第十一条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、取りやめ届出書(別記様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(書類の經由)

第十二条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等に係る敷地の所在地を管轄する農業務所長を經由しなければならない。ただし、農業務所長を經由しない合理的な理由があるときは、この限りでない。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式第1号(規格A4)(第7条関係)

## 認定申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 記

## 1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  
(2) 住所又は主たる事務所の所在地  
(3) 連絡先

## 2 設計者の概要

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
(2) 氏名  
(3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
(4) 所在地  
(5) 連絡先

## 3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地  
(2) 区域、地域、地区又は街区  
(3) 道路  
① 幅員  
② 敷地と接地している部分の長さ  
(4) 敷地面積  
① 敷地面積  
② 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等の建蔽率  
③ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値  
(5) 畜舎等の種類  
 飼養施設  搾乳施設  集乳施設  堆肥舎  
(6) 工事種類  
 新築  増築  改築  柱を撤去する行為  模様替  
(7) 建築面積  
① 建築面積 (申請部分  $m^2$ ) (申請以外の部分  $m^2$ ) (合計  $m^2$ )  
② 建蔽率  
(8) 床面積 (申請部分  $m^2$ ) (申請以外の部分  $m^2$ ) (合計  $m^2$ )

- (9) 申請に係る畜舎等の数
- (10) 工事着手予定年月日
- (11) 工事完了予定年月日
- (12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

- (1) 番号
- (2) 工事種類
  - 新築  増築  改築  柱を撤去する行為  模様替
- (3) 構造  造  一部  造
- A 構造畜舎等  B 構造畜舎等
- (4) 高さ m
- (5) 備考

別記様式第2号(規格A4)(第7条関係)

群馬県指令第 号

認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定申請について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定する。

記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

年 月 日

群馬県知事

印

別記様式第3号(規格A4)(第7条関係)

第 年 月 日

殿

群馬県知事

印

### 不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定申請について、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第4号(規格A4)(第8条関係)

取 下 げ 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
届出者の連絡先  
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類
  - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定
  - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の変更の認定
  - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定
  - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由
- 4 備考

注 申請の種類については、該当する□に✓印を付けること。

別記様式第5号(規格A4)(第11条関係)

取りやめ届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
届出者の連絡先  
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等(利用)を取りやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考



群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十四号

群馬県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

群馬県宅地造成等規制法施行細則(昭和四十三年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「身分証明書(別記様式第一号)」を、「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)別記様式の例によるもの」に改める。別記様式第一号を次のように改める。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の別記様式第一号による身分証明書は、改正後の第二条第一項の規定による身分証明書とみなす。

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十五号

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

群馬県開発行為等の規制に関する規則(昭和四十五年群馬県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「別記様式第二十五号」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)別記様式の例」に改める。別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第二十五号 証明書の様式

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の別記様式第二十五号による身分証明書は、改正後の第二十四条の規定による身分証明書とみなす。

訓令

群馬県訓令第八号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県職員倫理規程を次のように定める。  
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ環境を整備することを目的とする。

第二条 この規程において、「職員」とは、知事の事務部局及び労働委員会事務局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八条の二の規定により管理職手当を支給される職員をいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として知事が別に定める者を除く。

- 一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。)、する事務、当該許認可等を受けて事業を行って居る事業者等(前項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)、及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等(群馬県補助金等に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第六十八

- 号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第三項に掲げる間接補助金等を含む。以下この号において同じ。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行つている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしていない事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
  - 三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - 四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び群馬県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - 五 行政指導(群馬県行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - 六 群馬県が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行つている事業者等
  - 七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
  - 八 入札(地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下この号において同じ。)に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等(過去三年間に職員が職務として携わる事務に係る入札に参加したことがあるものに限る。)
  - 六 職員に異動があつた場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間)は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。
  - 七 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。
- (倫理行動規程)
- 第三条 職員は、群馬県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規程として、行動しなければならない。
- 一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではない

- ことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いはしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私利私欲のために用いてはならないこと。
  - 三 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
  - 四 職員は、職務の遂行に当たっては、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求に応じてはならないこと。
  - 五 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。
  - 六 職員は、セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。)、パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員又は職員が業務上の関係を有する職員以外の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、これらの者の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。)(その他のハラスメントを行つてはならないこと。
  - 七 職員は、職務の遂行に当たっては、年齢、性別、国籍、障害の有無等を理由とする不当な差別的言動をしてはならないこと。
  - 八 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。
- (禁止行為)
- 第四条 職員は、次に掲げる行為を行つてはならない。
- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
  - 二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
  - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
  - 五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
  - 六 利害関係者から供応接待を受けること。
  - 七 利害関係者と共にゴルフをすること。
  - 八 利害関係者と共に遊技又は旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
  - 二 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
    - 一 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の香典その他これらに類するものの贈与を受けること。
    - 二 利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。
    - 三 利害関係者から職務の遂行上必要と認められる程度の成果品、試供品その他これに類するものを受け取ること。
    - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される事務用品等の物品を使用すること。
    - 五 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
    - 六 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
    - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
    - 八 多数の者が出席する式典、祝賀会、立食パーティーその他これらに類する会合(第八条第一項第一号において「式典等」という。)において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
    - 九 県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に、自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをすること。
    - 十 同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は県の機関が行った研修若しくは県から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に、自己の費用を負担して利害関係者と共に遊技又は旅行をすること。
    - 三 第一項の規定の適用については、職員(同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (私的な関係等による例外)
- 第五条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

- 二 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができる場合においては、第十条第一項に規定する総括倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。
  - (利害関係者以外の者等との間における禁止行為)
  - 第六条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、その者から供応接待を繰り返して受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
  - 二 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合せなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。
  - (職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)
  - 第七条 職員は、他の職員の第四条又は前条の規定に違反する行為によつて当該他の職員(第四条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
  - 二 職員は、第十条第一項に規定する総括倫理監督者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
  - 三 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。
  - (利害関係者と共に飲食及びゴルフをする場合の届出)
  - 第八条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、総括倫理監督者が定める事項を倫理監督者(総務部)にあつては、総括倫理監督者(総務部)に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
  - 一 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。
  - 二 職員は、自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをする場合は、あらかじめ、総括倫理監督者が定める事項について、倫理監督者(総務部)にあつては、総括倫理監督者(総務部)に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
- (総括倫理監督者への相談)
- 第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができる場合又は利害関係者との間で行う行為が第四条第一項各号若しくは

は第二項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、総括倫理監督者に相談するものとする。

(総括倫理監督者及び倫理監督者)

第十条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者及び倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は総務部長とし、倫理監督者はその他の部長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 職員からの第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 この規程に違反する行為があった場合に、その旨を知事に報告すること。

4 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し指導及び助言その他の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。

5 総括倫理監督者及び倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(雑則)

第十一条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---